

第6回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年11月27日(月)午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第6回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年11月27日（月） 14時00分
2. 閉会時間 平成29年11月27日（月） 14時39分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 出席推進委員の数 9名
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地台帳登載申請について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第6回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 委員、 . . 番 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

. . 番 委員、 . . 番 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、8件18筆12, 122. 23平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は3ページに記載のとおりで、4件8筆13, 945. 00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請については、議案集4ページに記載のとおりで、1件1筆331. 00㎡の届けがありました。

なお、現地確認は、11月1日に・番、 . . 番 委員に確認していただきました。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の賃貸人は、・・・の・・・さん、賃借人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆901平方メートルを賃借するための申請です。

取得後の耕作面積は第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の3番を含めて、5,709平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で40年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、ニンジン、さといもを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から7番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。

畑2筆563平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は8,231平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機2台、動噴1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。

畑1筆1,340平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は10,473.33平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕耘機1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は、・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。

畑2筆1,051平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,709平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲渡人は、・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。

畑1筆735平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は41,340.95平方メートルで、農機具は、トラクター3台、トラック3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5番の譲渡人は、・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。畑1筆205平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は41,545.95平方メートルで、農機具は、トラクター3台、トラック3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

6番の譲渡人は、・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。田3筆2,086平方メートルと畑8筆5,849.58平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は8,834.58平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

7番の譲渡人は、・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。田4筆2,552.23平方メートルと畑1筆246平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,996.23平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、田植機1台、ハーベスター1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で62年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻の4人で農業を営んでおり、カボチャ、ダイコン、きゅうりを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番について、・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で29年の農作業暦があります。

妻と母の3人で農業を営んでおり、キャベツ、だいこん、ニンジン、さといもを作付し、通作距離は自宅より100メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、3番について、・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は兼業農家で40年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、ニンジン、さといもを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、4番ですが5番の譲受人と同一人ですので、合わせて報告をしてもらいます。

・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の4番及び5番について報告します。

4番及び5番の譲受人は、農家で16年の農作業暦があります。

夫と義父母の4人で農業を営んでおり、しょうがを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、6番について、・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の譲受人は、農家で39年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、ダイコン、すいか、トマトを作付し、通作距離は4.5キロメートルから6キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、7番についても、・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、キャベツ、レタス、ニンジン、はくさい、ダイコンを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番から7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番から7番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から7番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地19平方メートルを譲り受け、隣接する……番・及び……番・雑種地と一体に木造二階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域で、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は宅地、西側は河川となっております。

雨水は溜枿を経由して道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当

と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、
・・・さんで、申請地260平方メートルを譲り受け、木造平屋建て貸家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で、・・・から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は雑種地、南側及び西側は宅地となっております。

雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地531平方メートルを譲り受け、木造二階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・の一角にあり、北側、東側及び西側は農地、南側は道路となっております。

雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地550平方メートルを譲り受け、木造平屋建て2世帯住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は譲渡人の農地、東側は道路、南側は里道を挟んで農地となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和62年月日不詳頃より、たこやき屋、居酒屋の店舗として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、西側は水路を挟んで農地及び雑種地、北側は雑種地、東側は道路となっております。

現地を見ますと、店舗の敷地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4議案 非農地証明願いの2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。
2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和55年月日不詳頃より住宅の一部として利用されております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (堀川 好清 会長)

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。
2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は道路、南側は申請者の宅地となっております。
現地を見ますと、住宅の敷地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

議長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集11ページから18ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	21件	53筆	55, 569.23㎡
耕作権の再設定	10件	30筆	26, 433.00㎡
合計	31件	83筆	82, 002.23㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集19ページから20ページに記載のとおりで、8件 12筆 10, 048.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

(. 委員 入場)

議長

・ 委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。
次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の38筆44,852.23平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の21ページと、別添①添付書類をご覧ください。

今回は、受け手10名の方の詳細について、事前に添付書類として議案といっしょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積・農機具の詳細・農業従事者・作物の種類・通作距離を確認した結果、全員許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

以上で第6回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第6回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時39分